

特定非営利活動法人量子化学研究協会職員就業規則

平成19年11月10日

(改訂 平成20年4月1日)

(改訂 平成25年5月31日)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、以下に定める特定非営利活動法人量子化学研究協会(以下「協会」という。)に勤務する者(以下「職員」という。)の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、特定非営利活動法人量子化学研究協会の事務局に関する議決(以下「事務局に関する議決」という。)に定める協会の専任研究員、非専任研究員、研究所事務員および非専任事務員に適用する。

(契約期間及び更新)

第3条 職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。ただし、当該労働契約時において、特段の定めがある場合はこの限りではない。

2 契約期間はこれを更新することがある。

3 契約期間の満了後において当該労働契約を更新することがある場合には、当該労働契約の締結時に更新の可能性及び判断基準を通知するものとする。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めない就業に関する事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

2 協会は、法令に違反しない限りで、この規則と異なる就業に関する条件を職員との間で合意することがある。この場合、協会は必ず書面により合意内容を確認することとし、書面による確認のない場合は、協会を一切拘束しない。

(遵守義務)

第5条 協会及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、選考により行う。

2 職員の任命に関しては、事務局に関する議決に定める手続きによる。

(採用時の提出書類)

第7条 職員として新たに採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに協会に提出

しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 身元保証書
- (4) 誓約書
- (5) その他協会が必要と認める書類

(労働条件の明示)

第8条 職員の採用に当たっては、採用予定者に対し、次の各号に掲げる事項を明示する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 契約期間及び更新に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定の勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(6) 安全及び衛生に関する事項

(7) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

- 2 明示は、前項第1号から第5号までに掲げるものについては文書を交付して、その他については口頭で行う。

(採用の取消)

第9条 次の各号の一に該当する場合には、採用を取り消すことがある。

- (1) 第7条の提出書類に不実記載があった場合
- (2) 採用面接に当たり虚偽の陳述がなされた場合
- (3) 採用に必要な資格を取得できなかった場合
- (4) その他採用できない事情が生じた場合

第2節 退職及び解雇

(退職)

第10条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 契約期間が満了したとき（契約を更新する場合を除く。）
- (2) 退職を申し出て協会から承認されたとき。
- (3) 死亡したとき。

(契約期間満了による退職)

第11条 1年を超えて雇用された職員について、契約期間満了後に更新を行わない場合には、当該契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、当該契約期間満了後に更新を行わないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、職員が契約を更新しない理由について証明書を請求した

ときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

(自己都合による退職手続)

第12条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、文書をもって申し出なければならない。

2 職員は、退職を申し出ても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(解雇)

第13条 職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 職務遂行に必要な資格を喪失した場合
- (2) 勤務実績不良あるいは能力不足が著しく、改善の見込みがない場合
- (3) 協調性を欠き、集団的な職務遂行に支障を生じる場合
- (4) 第9条第1号又は第2号に定める事実が判明した場合
- (5) 心身の故障のため職務遂行に堪えない場合
- (6) 事業の縮小又は完了などにより職員の解雇がやむを得ないこととなる場合
- (7) その他の事情により職員の解雇がやむを得ない場合

3 職員の解雇に当たっては、事務局に関する議決に定める手続きに従う。

(解雇制限)

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、労基法第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 別に定める産前産後の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第15条 第13条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告し、又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合において、当該事由について、行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

2 予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 協会は、職員が、解雇予告がされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合、遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合は、これを交付しない。

(債務の返還)

第16条 退職した者又は解雇された者は、遅滞なく、協会から貸与された物を取り揃えて返納しなければならない。

(退職後の責務)

第17条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職時等の証明)

第18条 協会は、職員が、退職又は解雇に当たり、退職証明書の交付を請求した場合、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には、職員が請求しない事項は記載しないものとする。

第3章 給与

(給与の支払い)

第19条 給与の支払は、特定非営利活動法人量子化学研究協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条に定める職員の給与による。

(給与の種類)

第20条 職員の給与は、基本給及び通勤手当とする。

(基本給)

第21条 職員の基本給は、時間給、日給又は月給又は年俸とし、採用時に提示したとおりとする。

(給与の計算期間及び給与の支給日)

第22条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとする。

2 給与の支給日は、給与規程第5条に定める職員の給与の支給日による。

(通勤手当)

第23条 契約期間が1月以上ある職員には、給与規程第6条に定める通勤手当を支給することができる。

第4章 服務

(誠実義務)

第24条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、協会の発展に努めなければならない。

(職務専念義務)

第25条 職員は、勤務時間中職務に専念し、特に認められる場合を除き、職務とは関係の

ない行為をしてはならない。

(職場規律)

第26条 職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第27条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに勤務を欠くこと。
- (2) 職場の内外を問わず、協会の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をすること。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと。
- (4) 職務や地位を私的利用のために用いること。
- (5) 協会の敷地及び施設内（以下この条において「協会内」という。）で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をすること。
- (6) 協会の許可なく、協会内で集会、掲示、その他これに準ずる行為をすること。
- (7) 協会の許可なく、協会内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買等を行うこと。
- (8) 前各号のほか、これに準ずるような職員としてふさわしくない行為をすること。

(出勤禁止又は退勤命令)

第28条 職員が次の各号の一に該当するときは、その出勤を禁止し、又は退勤を命ずることがある。

- (1) 職場の風紀若しくは秩序をみだし、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 火器、凶器等の危険物を所持しているとき。
- (3) 衛生上有害と認められるとき。
- (4) その他就業に不都合と認められるとき。

2 前項の規定により出勤を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に退勤を命ぜられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間、休憩時間)

第29条 職員の所定勤務時間は、1週間につき40時間、1日につき8時間とする。

2 職員の始業・終業時刻は次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前9時00分
- (2) 終業時刻 午後6時00分

3 職員の休憩時間は正午から午後1時までとする。

4 第2項の規定にかかわらず、非専任研究員、専任事務員及び非専任事務員の始業及び終業時刻は、出勤予定表により個別に定める。

(出勤簿又は勤務表)

第30条 始業時までに出勤した職員は、直ちに出勤簿又は勤務表に押印するものとする。ただし、やむを得ない場合には署名に代えることができる。この場合、事後速やかに押印に訂正するものとする。

(休日)

第31条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）（前各号に定める休日を除く）
- (4) 創立記念日（8月14日）
- (5) 夏季休暇（創立記念日の前後3日間）

(事業所外の勤務)

第32条 職員は、業務の都合上必要があると認める場合は、出張その他事業場外での勤務（以下この条において「事業場外勤務」という。）を命ぜられることがある。

- 2 事業場外勤務を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに上司に復命しなければならない。
- 3 職員が、事業場外勤務をする場合において、その勤務時間を算定し難いときは所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために通常所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間又は労基法第38条の2第2項の労使協定で定める時間を勤務したものとみなす。

(時間外・休日勤務)

第33条 業務の都合上必要があると認める場合は、第31条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。

- 2 前項の場合において、労基法第32条の規定による労働時間を超える勤務又は労基法第35条の規定による休日における勤務については、労基法第36条第1項の労使協定を締結し、これによるものとする。

(年次休暇)

第34条 職員の有給の年次休暇は、次各号に定める日数とする。

- (1) 1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、次の1年間において10日。
- (2) 1週間の勤務時間が30時間を超えないものは、次の1年間において5日。
- 2 年次休暇は、職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。
- 3 年次休暇を取得しようとする職員は、あらかじめ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届け出ることができなかった場合には、その事由を付して事後において届け出なければならない。

4 年次休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

5 年次休暇は、1日を単位とする。

(年次休暇以外の休暇)

第35条 次の各号に掲げる場合には、職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間
- (6) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の7月から9月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (7) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間
- (8) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

2 次の各号に掲げる場合には、職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 女性の職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる

授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあつては、その子の当該職員以外の親が、当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (4) 女性の職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
 - (5) 職務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
 - (6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号及び第5号に掲げる場合を除く。)一の事業年度において10日の範囲内の期間
 - (7) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において5日の範囲内の期間
- 3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、1日を単位として取り扱わなければならない。
- 4 年次休暇以外の休暇の手続については、あらかじめ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届け出ることができなかった場合には、その事由を付して事後において届け出なければならない。

第6章 女性

（妊産婦である女性職員の就業制限等）

第36条 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員(以下「妊産婦である女性職員」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦である女性の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

- 2 妊産婦である職員が請求した場合は、午後10時から午前5時までの間における勤務、また、所定の勤務時間以外の勤務をさせないものとする。
- 3 妊産婦である職員が請求した場合は、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。
- 4 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該女性職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認するものとする。

- 5 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認するものとする。ただし、承認された時間は、給与を支払わない。

第7章 安全衛生

(協力義務)

第37条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか協会の指示を守るとともに、協会が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生管理)

第38条 協会は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じる。

(安全衛生教育)

第39条 職員は、協会が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第40条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第41条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 安全及び衛生について上司の命令、指示等を守り、実行すること
- (2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設をみだりに動かしたり、許可なく当該地域には立ち入らないこと

(就業の禁止)

第42条 職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。

- (1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者
- (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者
- (3) 前2号に準ずる者

第8章 出張

(出張)

第43条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることがある。

- 2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、すみやかに報告しなければならない。

(旅費)

第44条 前条の出張に要する旅費については、特定非営利活動法人量子化学研究協会旅費規程による。

第9章 災害補償

(業務上の災害補償)

第45条 職員の業務災害(業務上の負傷、疾病、障害又は死亡)の補償については、労基法、
労災法の定めるところによる。

(通勤途上災害)

第46条 職員の通勤途上における災害(通勤による負傷、疾病、障害又は死亡)の取扱につ
いては、労災法等の定めるところによる。